

お客さま各位

株式会社みなと銀行

NISA ご利用のお客さまへ NISA 総投資簿価残高のお知らせ開始について

平素は当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2024 年以降の NISA 制度においては、投資家一人当たりの非課税保有限度額(1,800 万円)が設けられています。非課税保有限度額は投資家一人が金融機関に開設した全ての NISA 口座における購入残高の合計(「NISA 総投資簿価残高」といいます)となります。

NISA 総投資簿価残高が 1,800 万円に達したお客さまは、2029 年以降に 1,800 万円と前年に解約したファンドの簿価金額の差額を年間 360 万円の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。

これらにともない、2026 年よりお客さまへ NISA 総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

【対象のお客さま】

- ・前年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ当年の NISA 利用枠が当社にあるお客さま

※初回のお知らせは、2025 年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ 2026 年の NISA 利用枠が当社にあるお客さまが対象となります。

【お知らせの名称】

- ・特定累積投資勘定基準額等通知書

【お知らせの方法】

- ・「マイゲート」の電子交付サービスをご契約されている場合は電子交付でお知らせします。

ご契約されていない場合は、郵送でお知らせします。

※初回のお知らせは、2026 年 2 月末以降の予定です。

【お客さまへのお願い】

- ・お届出の氏名、個人番号(マイナンバー)に変更が生じた際は、お早めにお取引店にて、お手続きをお願いします。複数の金融機関に NISA の残高をお持ち場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。
- ・変更手続きが未了の場合は、お客さまへ正しい NISA 総投資簿価残高をお知らせできませんので、ご注意ください。

●NISA 制度の内容はこちらをご確認ください。

[>> 新 NISA](https://www.minatobk.co.jp/kojin/nisa/) <https://www.minatobk.co.jp/kojin/nisa/>

以 上